

入札公告

エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借について、一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6、廿日市市契約規則第4条の規定により公告する。

令和8年4月1日

廿日市市長 松本太郎

1 入札に付する事項

別添「エコセンターはつかいち仮設計量室賃貸借 仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

2 予定価格

88,946,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供 令和8・9年度 競争入札参加資格者名簿(令和8年4月1日時点で廿日市市ホームページに掲載)に登載されている者で、業種区分が「賃貸借」、業種が「賃貸借その他」について資格を有すると認められ、かつ広島県内に本店、又は委託先営業所が登載されている者。
- (2) 平成25年度以降に元請として、地方公共団体が発注した国内でプレハブ2階建以上かつ延床面積100㎡程度以上の仮設事務所等の賃貸借を受注し、誠実に履行した実績を有すること。なお、共同企業体として実績を有する場合は、その代表者である場合に限る。
- (3) 仕様書に記載する賃貸借期間及び解体・撤去期間において、当該入札参加者と連続して3か月以上の直接的、恒常的な雇用関係にある者を配置できること。ただし上記期間に配置する者は同一人でなくても構わない。技術者については、関係法令の要件によるものとする。
- (4) 建設業法に基づく建築一式工事の特定建設業許可を広島県内の本店、又は委託先営業所が受けていること。
- (5) 建築士法第23条に基づく一級建築士事務所登録を受けていること。
- (6) 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、本市の指名除外措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて再生手続開始の申立てが

なされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。

(9) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 に該当する者でないこと。

(10) 予定価格以下の金額で入札できること。

4 入札関係書類等の配布期間及び場所、入札執行の場所及び日時等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
仕様書の閲覧 及び配布	令和 8 年 4 月 1 日（水）から 令和 8 年 4 月 2 3 日（木）まで	市ホームページに掲載
質問書の提出	令和 8 年 4 月 1 0 日（金） 1 7 時 0 0 分まで	生活環境部循環型社会推進課へ 持参・郵送・FAX またはメールによる（別途様式）
質問に対する回答	令和 8 年 4 月 1 6 日（木） 9 時 0 0 分以降	市ホームページに掲載
入札書提出期限	令和 8 年 4 月 2 3 日（木）必着	生活環境部循環型社会推進課へ 持参又は書留郵送とする
開札日時	令和 8 年 4 月 2 4 日（金） 1 3 時 1 5 分から	廿日市市役所 5 階 5 0 1 会議室
入札参加資格確認 申請書等の提出	令和 8 年 4 月 3 0 日（木）必着	生活環境部循環型社会推進課へ 持参又は書留郵送すること （落札候補者のみ）
落札者決定通知	令和 8 年 5 月 8 日（金）（予定）	
入札参加資格が ないと認めた 理由の説明要求	入札参加資格確認通知の日から 3 日以内	生活環境部循環型社会推進課へ持 参すること
上記要求に 対する回答	請求から 5 日以内	書面による

○書類の提出先及び郵送先

廿日市市生活環境部循環型社会推進課（廿日市市役所 1 階）

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号

電話 0829-20-5300（直通） Fax 0829-20-5374

E-mail junkansuishin@city.hatsukaichi.lg.jp

担当 濱崎

※現地の確認が必要な場合は上記連絡先にお問い合わせいただき、日程調整を行った上
現地確認可能な日をご連絡させていただきます。

5 入札方法等

- (1) 入札書へは、ボールペン等消えない筆記具を使用し楷書でかくこと。
- (2) 入札書は、指定の様式を使用し、賃貸借一式の総額金額（税抜）を記載すること。
- (3) 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出された入札書の書換え、引換え、又は撤回は認めない。
- (5) 入札書の封入方法については、内封筒・外封筒の二重封筒とすること。入札書を入れた内封筒は「入札書を封入する封筒の作成例」を参考に、「入札書在中」と朱書きして封かんし、封筒の表面には、入札者の商号（名称）、件名を記載するとともに貼り付け部分を届出印で割印をする。外封筒には、表面に「入札書在中」と記載し、封印すること。なお、委任状を同封する場合は、外封筒に直接入れること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合、当該入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 他人の代理を兼ね、又は2人以上を代理して入札をしたとき。
 - オ 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
 - カ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - キ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
 - ク その他廿日市市契約規則第7条各号のいずれかに該当するとき。

6 入札保証金に関する事項

廿日市市契約規則の規定による

7 入札無効に関する事項

廿日市市契約規則の規定による

8 入札区分

この入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する事後審査型一般競争入札である。

9 落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札候補者にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者のうちの最低価格入札者をいう。ただし、最低価格入札者が二人以上ある場合には、これらの者のうちくじ引きによって選ばれた一人の入札者を選定する。なお、当該入札者が不在の場合は、当該入札執行に関係のない廿日市市職員

がその者の代わりにくじを引き、一人の入札者を選定するものとする。

- (2) 入札執行者は、落札者を決定しないで開札手続を終了するものとする。
- (3) 開札後、落札候補者について「10 入札参加資格の確認に関する事項」について確認を行うものとし、当該書類によって資格要件を満たしていることが確認できないものは落札者とししない。

10 入札参加資格の確認に関する事項

落札候補者となった者は、連絡があった日の翌日から起算して4日以内(土日祝日を除く)に循環型社会推進課へ次の資料を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)
 - (2) 仮設計量室賃貸借に係る実績調書(様式第2号)及び契約書の写し(契約書により、業務内容が特定できない場合には、当該業務の仕様書等の写し添付すること。)
 - (3) 配置予定技術者調書(様式第3号)及びその雇用及び必要資格の確認書類
 - (4) 配置予定技術者の雇用を確認する書類(健康保険被保険者の写し等)
 - (5) 国税、県税、本社又は委託先営業所(委託先営業所で登載のある場合)のある市町村の市町村税の未納がない証明書の写し
 - (6) 建設業法に基づく建築一式工事の建設業の許可を受けていることが確認できる書類の写し
 - (7) 一級建築士事務所の登録をうけていることが確認できる書類の写し
- ※証明書等の交付日付は、入札日から起算して直近3カ月以内のものに限る。

11 その他

- (1) 契約書等の作成、製本及び提出に要する費用は落札者の負担とする。
- (2) 本入札に関係して提出された書類は返却しない。